

裁判員経験者の意見交換会議事録

日 時 平成29年2月20日（月）午後2時15分から午後3時50分まで
場 所 函館地方裁判所5階大会議室
出席者 司会者 和田 真（函館地方裁判所長）
法曹出席者 橋本 健（函館地方裁判所刑事部総括判事）
長尾 武明（函館地方検察庁検事）
川端 佳太（函館弁護士会所属弁護士）
裁判員等経験者 6人
報道機関出席者 函館警察司法記者クラブ記者3人

【挨拶】

司会者（和田所長）

今回の意見交換会の司会を務めさせていただき和田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。この意見交換会は、実際に裁判員裁判を御経験いただいた皆様に、その際に感じた率直な御意見などをお伺いして、今後の裁判員裁判の改善や広報等に活かすことを目的として、裁判員裁判が始まった当初から設けられてきたものです。私も、この裁判所では裁判員裁判を担当しておりませんが、これまでの地では裁判員裁判を担当し、そしてこの会にも参加させていただいてきました。この会でいただく皆様の御意見というのは、我々は日頃裁判に慣れてしまっているもので、なかなか気づかない新鮮なもの、役立つものが多く、いつも非常に参考になっております。今日も率直な御意見を伺わせていただけたらと思っております。

本日は、皆様の貴重な御意見を伺い、今後の参考にさせていただこうということで、検察庁、弁護士会、裁判所から1名ずつがメンバーとして参加させていただいております。まず、検察庁から参加の長尾検察官から自己紹介をお願いします。

長尾検察官

函館地方検察庁の検事の長尾と申します。よろしくお願ひいたします。

司会者（和田所長）

続いて、弁護士会から、川端弁護士に参加いただいております。

川端弁護士

函館弁護士会の川端と申します。本日はお忙しいところ、御参加いただきありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

司会者（和田所長）

裁判所から、刑事部の橋本部長が参加させていただいております。

橋本裁判官

橋本でございます。よろしくお願ひいたします。

司会者（和田所長）

それと他に、検察庁、弁護士会、裁判所から傍聴させていただいております。あ

とマスコミの方も見えていますが、気になさらず率直な御意見をいただけたら
と思っております。

【 裁判員経験者の紹介等 】

司会者（和田所長）

それでは、裁判員，補充裁判員の方の担当された事件の罪名と，何日間の裁判だ
ったか，裁判員を担当されたか，補充裁判員を担当されたかを紹介させていただきます。

1 番さんは，裁判員として傷害致死の事件に参加されました。この事件は4日間
で行われたものです。

2 番さんと3 番さんですが，2 番さんは補充裁判員として，3 番さんは裁判員と
して，殺人未遂と傷害の事件に参加されました。この事件は5 日間で
行われたものです。

4 番さんは，裁判員として現住建造物等放火未遂の事件に参加されました。この
事件は4 日間で
行われたものです。

5 番さんと6 番さんは，5 番さんは裁判員として，6 番さんは補充裁判員として，
強盗致傷と銃砲刀剣類所持等取締法違反の事件に参加されました。この事件は6 日
間で行われたものです。

1 番さんが参加された事件は自白事件でした。2 番さんと3 番さんが参加された
事件は否認事件で，殺意，そして心神耗弱かどうか争われた事件でした。4 番さ
んが参加された事件は心神耗弱が問題になりましたが，一応争いが無いというこ
とでした。5 番さんと6 番さんが参加された事件については，心神耗弱かどうかが争
われた事件でした。

【 裁判員等の経験について 】

司会者（和田所長）

それでは，早速意見交換会に入らせていただきます。まずは一番話しやすいであ
ろうということで，実際に裁判員，補充裁判員を御経験されて何か得たものがあ
ったのか，あるいは裁判所に対する見方が変わったのかどうかについて伺います。1
番さんはいかがですか。

1 番

私が担当したのは殺人事件だったので，生々しい遺体の写真などを見せられるの
かと思い，初めの頃は出席するのがとても不安だったのですが，いざ来てみると，
そんなことはありませんでした。他の裁判所で裁判員を務めた方がそのような写真
を見せられてフラッシュバックになったという新聞記事を見たのですが，実際はそ
のようなことはなかったもので，実際に参加してみてよかったと思います。また，そ
の後，ニュースなどで裁判員裁判のニュースを見る度に，自分の時はああだったと
か考え，見方が変わったので，やはり参加してよかったと思います。

司会者（和田所長）

1 番さんが担当された事件は，罪名としては傷害致死だったのですが，人が亡く

なられた事件ということで、もしかしたらそのような写真を見せられるのではないかと御心配があったのですか。

1 番

そうですね。生々しいのを見てしまうと、それが夢に出てきそうなので…。でも、それがなかったのに落ち着いてその場に立ち会うことができたのではないかと思います。

司会者（和田所長）

十分配慮がされていたということですね。

1 番

はい。

司会者（和田所長）

それと、ニュースなどで見る事件に対する見方が変わったということですか。

1 番

裁判員裁判のニュースを見ると、自分がそのような立場に立ったらどのような判断をするのかなという目線で見ようになりました。

司会者（和田所長）

要するに、事件について興味を持って見るようになったというのが成果というわけですか。ありがとうございます。では、2番さんはいかがですか。

2 番

私の担当した事件は殺人未遂で、実際に亡くなられたわけではなく、そんなに凄惨な写真を見せられることはないだろうと思っていたので、それほど不安はありませんでした。実際にも生々しいものはありませんでした。検察官や弁護人の資料も見やすかったですし、いい経験にもなったので、やってよかったと思います。また、1番さんと同様に、事件を見る度に、自分だったらどのような判断をするかと考えるようになりました。

司会者（和田所長）

参加される前というのは、ショッキングな写真が出るのではないかと御不安はあったわけですか。

2 番

ありました。

司会者（和田所長）

ただ、実際にはなかった。

2 番

そうですね。

司会者（和田所長）

3番さんはいかがですか。

3 番

私は、裁判員制度が始まって一度は経験してみたかったので、非常にいい経験でした。というのも、もともと法律に興味があって勉強をしていましたので、今回参加したことで私自身の視野が広がったので、私の人生において良い経験になりました。

た。たしかに法廷は緊張しましたが、しっかり務めることができたと思います。

司会者（和田所長）

裁判官，検察官，弁護士のイメージが変わったということはありませんか。

3 番

そうですね。以前は硬いというか、難しい言葉でしか話さないイメージでしたが、検察官，弁護士や裁判官に間近で接することができて、特に裁判官はなじみやすく、細かく接していただいたので、フレンドリーというか、柔らかい気持ちで拝見するようになりました。

司会者（和田所長）

裁判所のイメージはいかがですか。

3 番

それも硬いイメージで、何も悪いことをしていないのにな、と思ったほどですが、ハードルが下がったように思いました。

司会者（和田所長）

ありがとうございました。4 番さんはいかがですか。

4 番

法律を全く学んでいない人間が討論できるのか不安がありました。ですが、実際は専門的なことが分かっても意見を出せるような内容で、このような証拠や状況から考えられることはこうだね、というのは法律とかに関係なく普通の人の感覚で考えられることですし、裁判官が丁寧に説明してくれたので、裁判員制度に対する安心感が増しました。これだったら制度として成り立つんだなと思いました。

司会者（和田所長）

担当される前はやはり不安感があったわけですか。

4 番

はい。

司会者（和田所長）

それは、法律が分からないのではないかと行った不安だったわけですか。

4 番

そうですね。何も知識がないのに正しい判断ができるのか、しっかり結論まで導けるのか不安でした。ですが、実際やってみると、そうではありませんでした。

司会者（和田所長）

ありがとうございました。続いて5 番さんはいかがですか。

5 番

裁判員候補者名簿に載りますという通知が来るまでは、裁判員制度自体に興味がなく、当たるものなのかなと思っていたのですが、いざ通知が来て選ばれると分かった時には不安がなくて、大丈夫なのかな、きちんと判断できるのかなという不安もあって、緊張して眠れないこともありました。いざ裁判が始まって参加してみると、裁判所の方々が皆やさしく丁寧に親切にしてくださり、和やかといったら適切ではないかもしれませんが、緊張せずに参加させていただきました。資料も素人にも分かりやすく説明されていたので、すごく労力のあとが見えました。これま

では、ニュースも事件についてさっと流して見るが多かったのですが、終わった後は何日間やってるんだとか、自分でも思うようになって、やはり参加してよかったと思います。

司会者（和田所長）

一番不安だったのは裁判が始まる前だったのですか。

5 番

そうですね。どちらかというと、選ばれる前は嫌で仕方ありませんでした。職場に相談したら、ぜひ行けと言われました。本当は、行くなと言ってほしかったのですけど。

司会者（和田所長）

候補者として来るのはハードルが高かったということですか。

5 番

そうですね。

司会者（和田所長）

分かりました。ありがとうございます。6 番さんはいかがですか。

6 番

最初、裁判員候補者名簿に載りますよという通知が来たときは当たることはないだろうと思っていたのですが、実際に裁判所に行って抽選した結果、意外と当たるもんだなと思いました。実際、ちょっと不安はありました。裁判員裁判の対象事件が無期懲役以上の刑を科す可能性があるもので、いくら何でも死刑判決は避けたいと思っていたところ、資料を読んだ限りその刑はなさそうだったので安心しました。

司会者（和田所長）

自分が大きな事件に当たるのではないかという点が御不安だったということですね。ありがとうございました。

【 担当した期間について 】

司会者（和田所長）

それでは、ここからは、実際に裁判員、補充裁判員を担当した期間についてお聞きしていきます。6 番さんと 5 番さんが参加された事件は裁判が 6 日間と、選任手続期日の 1 日があり、7 日間御都合をつけていただいたわけですが、この辺について何か御苦勞はありましたでしょうか。

6 番

勤務先の理解を得られていたので、快く送り出してもらえ、特に苦勞はありませんでした。

司会者（和田所長）

裁判所によっては、選任された日の午後から裁判を始めるところもあります。この裁判所は期間を空けているようですが、空けている方が助かりましたか。

6 番

心の準備ができますので、少し期間があった方がよいと思います。

司会者（和田所長）

勤務を休まなければいけなかったわけですが、その辺りは特に不都合はありませんでしたか。

6 番

特にありませんでした。

司会者（和田所長）

5 番さんはいかがですか。

5 番

通知が来てから、勤務先の上司に報告しました。仕事に来られない期間が長かったので迷惑をかけるなと思ったのですが、勤務先から快く送り出していただきました。ただ、個人的には、選任後すぐに始めて一気に終わった方がすっきりしたと思います。選任されて裁判が始まるまでは緊張して眠れなかったり、憂うつな気持ちになったりしました。裁判の初日は、聞きなれない言葉ばかりで興奮状態だったのか、その夜は眠れませんでした。ただ、体調が悪くなるようなことはありませんでした。

司会者（和田所長）

4 番さんは、裁判が4日と選任手続が1日の計5日間だったのですが、来ていただくのに御苦労された点はございませんでしたか。

4 番

職場からは特に嫌な顔はされませんでしたし、協力もしていただけました。個人的には、拘束される日数が少なければ少ないほど職場に穴を空ける日数が少なくなるので、すぐに始めた方がよいと思います。

司会者（和田所長）

3 番さんと2 番さんは、裁判が5日間と選任期日が1日の計6日間だったのですが、いかがですか。

3 番

当時は仕事をしていなかったもので、特に不都合はありませんでした。ですので、すぐに始めても、選任期日から日を空けてもいずれでもよかったです。

2 番

選任されてから期間を空けてもらえたことで、仕事の引継ぎができたので私としては助かりました。

司会者（和田所長）

間を空けたくない立場としては、その間に気が変わって、来てくれなくなると困るなという心配があるのですが、その点は大丈夫でしたか。

2 番

会社の方でもせっかくだからということで理解はしてくれてましたし、同僚の反応は、うらやましいという声と、面倒くさそうで大変だなあという声が半々でした。中には裁判員を務めることに積極的な人もいました。

司会者（和田所長）

ありがとうございます。1 番さんは、裁判が4日間、選任期日が1日の計5日間だったのですが、いかがですか。

1 番

実は、この制度が始まってすぐに候補者名簿に載ったという通知が来たことがありましたが、当時は欠席ということで返事をしました。今回二度目の通知が来た時に、周囲からは、一度も通知が来ない人もいるのに二度も来るのはすごいとか、いい経験になるから行った方がよいなどと言われたので、行くことに決めました。仕事の都合で地方に行くことが多いですし、会社に迷惑をかけるかもしれないと思っていましたが、仕事には差し支えありませんでしたし、むしろ上司には背中を押してもらえたことで参加しました。

司会者（和田所長）

1 番さんの立場からすると、やはり選任期日から間は空かない方がよかったですか。

1 番

当時も地方に行っていたので、選任された後期間は空かない方がよかったです。ただ、仕事のことを抜きにすると、準備期間があるという意味では空けた方がよいと思います。実際に周囲に事情を説明して、快く送り出してもらえたので、私としては助かりました。

司会者（和田所長）

ここの裁判所はそうでもないようですが、全国的には選任期日に来ていただける方が減少傾向にあるようで、1 番さんの中ではやはり来ることに抵抗があって、一度目はお断りになったのですか。

1 番

裁判に対する抵抗感という以前の問題で、何が始まるのか分からない、凄惨な写真を見せられるかもしれないという漠然とした不安が大きかったからです。それで、よく分からないので断ろうと。まして、私はアレルギーを持っており、緊張するとせき込むことがあります。人が亡くなった事件というのが最初に頭に入ってしまったので、どういう展開になっていくのか不安で、実際に裁判の初日にせきが止まらなくなりました。

司会者（和田所長）

最近では凄惨な写真を見せることは極力避けるよう配慮しているのですが、その辺りは皆さんにあまり浸透してないんでしょうかね。

1 番

私の場合は、1 回目に通知を受け取った事件はどのような事件だったのか分からず、今回の裁判でも、最初は人が亡くなった事件ということで不安はあったのですが、凄惨な写真を見せられることはありませんでしたし、進んでいくうちに気持ちが落ち着いてきて、最後の方は傍聴席まで冷静に見ることができるようになりました。

司会者（和田所長）

最初は不安だったけど、実際やってみると大丈夫だったということでしょうかね。

1 番

そうですね。裁判長の方が和むような話をしてくれましたし、休憩時や法廷に入

る直前にも裁判長はじめ裁判所の皆さんが声をかけて和ませてくれましたので、私
たちも少しずつ緊張がほぐれ、大丈夫になったんじゃないかと感じます。

司会者（和田所長）

2番さんは、皆さんに裁判員を引き受けていただける際に、何がハードルになっ
ていると思われませんか。

2番

そうですね。やはり生々しい現場の写真を見せられるイメージがあるので、それ
に対する不安はありました。殺人未遂だったのでそのような写真は出てこないだろ
うと思っていましたが、これがもっと凄惨な事件だったらどうなのかなと未だに思
っています。

司会者（和田所長）

実際には、法曹三者で、そのような写真を見せることのないように配慮している
のですが、やはり不安に思われるのですね。

2番

やっぱりそのようなイメージはあります。

司会者（和田所長）

3番さんはどう思われますか。

3番

1番さんや2番さんと同意見です。私はそのような観点で物事をとらえないタイ
プなので正直分らないのですが、皆さんのお話を聞いていると、そのような不安
感を払拭できていない点が、ハードルが高いと感じてしまう原因となっているので
はないかと思えます。

司会者（和田所長）

4番さんはいかがですか。

4番

仕事をされている方が仕事に穴を空けられないというのが最もハードルが高い要
因なのではないかと思えます。土日が休みの人が多かったら土日に裁判を、昼に仕
事がある人が多かったら夜遅くに裁判をやるというのがよいのではないかと思いま
す。

司会者（和田所長）

4番さんの場合、実際には職場に配慮してもらえたということですけど、一般的
には職場に対する遠慮から参加しにくいのではないかという御意見ですか。

4番

はい、そうですね。

司会者（和田所長）

続いて5番さんはいかがですか。

5番

実際に裁判に来る前には、裁判員裁判は重い事件が多いというイメージでした。
選任されてから裁判が始まるまでの間に、同僚たちに生々しい写真を見せられるん
だよなどと散々脅かされたこともあって、余計に裁判員を務めることが怖くなりま

した。私も含めて、実際に参加したことがない方はそのような不安を持っている人が多いと思います。事件の詳しい情報を伝えることは難しいかもしれませんが、生々しい写真を見せられるようなことはないという情報が市民の方にもう少し広がると、皆さん参加しやすくなるのではないかと思います。

司会者（和田所長）

法律家は皆そんなショッキングなものは出さないという配慮をしていて、裁判員裁判ではまず出ることはないのですが、誤ったイメージが先行している部分があるのではないかとということですかね。6番さんはいかがですか。

6番

仕事を持っている人は仕事がネックになっていると思いますし、幼い子供を養育している女性はそれが障害になるのではないかと思います。あとは、選ばれた本人の問題ではないかと思えます。何をやるか分からないから行きたくないという感じの。

司会者（和田所長）

裁判員裁判のイメージが浸透していないということですかね。

6番

そうですね。ただ、最近は裁判員裁判のニュースが流れるようになり、裁判員の経験から、映像の中に裁判員用の席があることに気付くようになって、それが裁判員裁判だと分かるようになったのですが、一般の人は裁判のニュースが流れても、それが裁判員裁判のニュースなのか、そうでないのか分からないのではないかと思います。

司会者（和田所長）

それが分かるようになった、社会のことが分かるようになったという点が実際にやってみてよかったと感じる点でしょうかね。

6番

そうですね。そう思います。

司会者（和田所長）

分かりました。ありがとうございます。ここまでの点で、法曹三者からどなたか御質問がある方はいますか。

川端弁護士

経験者の方にお聞きしたいのですが、裁判員に選任されてから裁判が始まるまでの間、他の裁判所で裁判員裁判がどのように行われているのかとか、あるいは刑事裁判のルールというのがどのようなものかなどについて、何か勉強をされたようなことはありましたか。

2番

特に何もしていません。仕事の引継ぎで精一杯でした。裁判が始まったら、行きさえすれば何とかなるだろうと思っていました。

司会者（和田所長）

裁判員に選任された際に、裁判所から法律家が皆で裁判を分かりやすくする努力をしているという説明をしていると思うのですが、その辺りも理由にあったという

ことでしょうか。3番さんはいかがですか。

3番

この時期にたまたま裁判員のドラマを見ていたことから、裁判員に選任されるまでのイメージが私の中にあっただので、すごく楽に感じました。

橋本裁判官

4, 5, 6番の方と御一緒させていただいたのですが、私の場合は、裁判員の方が選任された際に、裁判の日にちさえ間違えずに、その日まで何も考えないで来てくださいと伝えていたと思います。他のことは考えずにまっさらな気持ちで裁判に臨んでくださいということで、皆さんが何も調べることなく来てもらうことを前提としていますし、恐らくほとんどの裁判員の方がそうではないかと思っています。

【 選任手続についての感想・意見等 】

司会者（和田所長）

選任手続について、改善点や御意見等はございますでしょうか。不満が残ったとかはございませんでしたか。

2番

こんなもんだらうなという感じでした。長いというのは特に感じませんでした。

他の経験者全員

（うなづく。）

橋本裁判官

裁判員に選ばれた方はそうでもないかもしれませんが、選ばれなかった方は長いというイメージをお持ちかもしれませんね。

【 書類の内容の過不足，分かりやすさについて 】

司会者（和田所長）

それでは裁判自体についていろいろお聞きしていきたいと思います。裁判では、冒頭陳述，論告，弁論の場面で書面がそれぞれ配られたと思いますが、これらについて工夫すべき点や分かりにくかった点についてお伺いします。6番さんはいかがですか。

6番

検察側，弁護側とも分かりやすい文書だったと思います。

司会者（和田所長）

記録を見ると、用紙1枚に収めているようですが、これくらいだと特に負担感を感じられませんでしたか。

6番

たしかA3判の用紙1枚だったと思いますが、中身としては読んでいるだけでも分かりやすかったですし、その後の説明もあったので、初めての人でも分かりやすかったと思います。特に難しい言葉などありませんでした。

司会者（和田所長）

特に改善すべき点は感じられませんでしたか。

6 番

なかったと思います。

司会者（和田所長）

続いて5番さんはいかがですか。

5 番

素人でも分かりやすいようにまとめてあったので、これだけのものを作るのは大変だろうと逆に思ってしまったほどでした。そういう意味では判断するための材料がたくさんあったので、分かりやすかったです。検察官、弁護人とも分かりやすかったです。情報が多すぎるということもありませんでした。

司会者（和田所長）

4番さんはいかがですか。

4 番

A4判の用紙1枚に、色分けされてポイントはこれですよと分かりやすく書いてあって、なおかつパワーポイントで写真も示されてあったので、とても丁寧で分かりやすかったです。情報量もちょうどよかったですと思います。

司会者（和田所長）

3番さんはいかがですか。

3 番

検察官、弁護人ともに分かりやすかったし、すごく簡潔に流れが書かれてあって情報量もちょうどよかったですと思います。

司会者（和田所長）

2番さんはいかがですか。

2 番

分かりやすかったです。検察側、弁護側ともに色分けもされてましたし、5番さんも言っていましたが、まとめるのは本当に大変だったろうなと思いました。疑問点も不満も特にありませんでした。

司会者（和田所長）

1番さんはいかがですか。

1 番

人が亡くなった事件だったのですが、被告人本人が認めていましたので、検察側、弁護側ともにそれぞれの言い分や意見が分かりやすく載ってましたし、それによって私達も読み取ることができましたし、裁判長から補足もあったので、分かりやすかったです。

司会者（和田所長）

裁判官の補足がないと分かりにくかった点はありませんか。

1 番

法律の解釈に関する補足ではなく、素人なので無用のことで悩んでしまうことがないようにとの観点からの補足だったので、私は大変分かりやすかったですし、補足があってよかったと思います。法廷から戻ってきた時に、裁判長が頻繁に疑問点がないか聞いてくださったので、不安を翌日まで持ち越すことなく裁判に立ち会う

ことができました。

川端弁護士

冒頭陳述や論告、弁論について1点お聞きします。弁護側で悩んでいる点があります。それは、ペーパーを配布するタイミングを、話し始める前にするか、話し終わった後にするかについてです。どのような違いがあるかという点、話す前に配布すると、それにメモをとることに集中して、こちらと目を合わせてくれないのではないかとか、話した内容が頭に入っていないのではないかと懸念していて、私が担当した事件では、事前にメモをお渡しせずにはまずはしっかり話を聞いていただいて、その上で終わった後にペーパーを配布しました。5番、6番さんは私の担当した事件だったので、話し終わった後にペーパーが配布されたと思うのですが、かえって話の順序が分からなくなってしまうとか、かえって集中して聞けたとか、何か御意見があればお聞かせ願います。

司会者（和田所長）

6番さんはいかがですか。

6番

私は最初にあった方がよいと思いますが、弁護側の言ってることも理解できます。被告人や弁護人の顔を見ずに書面ばかり見られるから事前に配布したくないということなんですよ。

川端弁護士

手続として、どうしても検察官が先に話をしている、その印象を変えなければいけないというイメージで弁護側は活動するのですが、そのような場合に検察側と同様にメモをとることに集中されてしまうよりは、まずは見てくださいというイメージで弁論しようと考え、このような方法をとらせていただきました。

6番

ほとんどの人間が初めて裁判を体験すると思うので、どういう順番でどのような話をしているのかが分からなくなると思います。ですので、ペーパーを見ながら聞いた方が分かりやすいと思います。

司会者（和田所長）

実際にはどうでしたか。

6番

話を聞くだけでは分からず、頭に何も残りませんでした。後に配布されたペーパーを見て、先ほど言っていたのはこの項目だったのかなどと初めて理解ができました。

司会者（和田所長）

5番さんはいかがですか。

5番

事前にペーパーが配られなかったことで、ペーパーはないものだと思っていました。ペーパーがないとどのような話をするのか想像がつかないので、聞き逃してはいけないと思い、逆にメモをとる方に集中してしまいました。それよりも、ペーパーがあることで話したい内容も分かるし、メモをとることが最小限になり安心して話を

聞くことに集中できるので、その方がよいと思います。

司会者（和田所長）

4番さんはいかがですか。

4番

私が参加した事件では、事前にペーパーが配られました。

司会者（和田所長）

メモを見ないと分かりにくかったですか。

4番

パワーポイントで要旨が順序立てて丁寧に説明されており、分かりやすかったので、きっとペーパーがなくても理解はできるのかなと思います。印象付けるという意味では、視覚と聴覚にそれぞれ訴えるというのはよりよいと思うので、テクニックとしてはペーパーを配布しないというのはありかなと僕は思います。

司会者（和田所長）

3番さんはいかがですか。

3番

私達の事件では事前にペーパーが配られていましたよね。

2番

そうでしたね。私は事前に配られた方が分かりやすいと思いました。ペーパーがなくてメモしているだけだと、もしかしたら書き落としているところがあるかもしれないとか、話の最後の方で、あれ最初はどうだったっけと疑問に感じてしまうことがあるので、それよりは最初にまずペーパーがあって、その中に時系列的に話したい内容が記載されていて、後はそれにメモを書き足すという方が分かりやすくてよいのではないかと思います。

3番

やっぱり言葉だけだと、しっかり聞かなきゃと思って逆にメモをとってしまうと思います。

司会者（和田所長）

1番さんはいかがですか。

1番

事前にペーパーがありました。話を聞きながら、大事な所に線を引いたりすることができたので、やはりあってよかったと思います。ペーパーがなかったら一字一句聞き逃すまいとしてメモをとっていたと思います。メモをとるほど大事な内容ではないかとも思っても、その判断がつかないので、やっぱりメモをとってしまうと思います。

長尾検察官

冒頭陳述、論告、弁論において、法律用語の説明が分かりやすかったか否かについて御質問させていただきます。法律用語をいかに分かりやすく説明するかというのは、私どものみならず、弁護士、裁判所とも心を砕いているところですが、1番さんの担当された事件以外では、いずれも責任能力が審理の中に出てきています。検察側、弁護側の説明で十分理解できたか、あるいは評議の場などで裁判官からの

補足説明があって初めて理解できたかについてお聞かせ願います。

司会者（和田所長）

1 番さんの事件では特に難しい法律用語はなかったように思いますが、殺人と傷害致死の違いなどについて裁判所から説明があったと思います。それについては分かりにくかったということはありませんでしたか。

1 番

たしか休憩時間に説明があったと思うのですが、こちらからいろいろと質問したこともあって、丁寧に説明してくださいました。それもあって、殺人と傷害致死の差も理解できました。

司会者（和田所長）

2 番さんと 3 番さんの事件では殺意と心神耗弱の話があったと思いますが、この説明は誰がしてくれましたか。

2 番

冒頭陳述が終わって評議室に戻って来てから、裁判長から殺意や心神耗弱の定義について説明がありました。とても分かりやすかったです。論告、弁論の時点ではすんなりと聞くことができました。

司会者（和田所長）

最初に説明を受けたことで、論告、弁論の段階ではすんなりと頭に入ってきたか。

2 番

そうですね。論告、弁論の時点ではすんなりと聞くことができました。

司会者（和田所長）

3 番さんはいかがですか。

3 番

2 番さんと同じです。

司会者（和田所長）

4 番さんの事件では、心神耗弱について争いはなかったですが、話には出てきましたよね。これについては誰が説明してくれましたか。

4 番

評議室に戻って来てから裁判官から説明を受けて、定義を理解できました。

司会者（和田所長）

責任能力とはどのようなものか、現住建造物等放火とはどのようなものかについても説明がありましたか。

4 番

はい。

司会者（和田所長）

それがあったことで、論告、弁論の段階ではすんなりと頭に入ってきましたか。

4 番

はい。

司会者（和田所長）

5番さんと6番さんの事件については、銃砲刀剣類所持等取締法違反や心神耗弱の説明があったと思うのですが、それは裁判官からですか。

5番

裁判長からとても親切、丁寧に教えていただいたので、自分なりに理解できたと思います。

司会者（和田所長）

論告、弁論を聞いていても何が問題にされているかは特に疑問に思いませんでしたか。

5番

最初は理解できませんでしたが、段々と理解できるようになりました。

司会者（和田所長）

6番さんはいかがですか。

6番

論告、弁論のときは分からなくても、評議のときに分かりやすく説明してくれましたし、我々の方からも分からないところは質問していたので、最終的には理解することができました。

【 証人尋問について 】

司会者（和田所長）

続いて、証人尋問についてお伺いします。皆さんの事件でも、事件の被害者の方やその関係者の方に証人としてお話を伺ったかと思うのですが、証人尋問を聞いていて分かりにくい点、何のために聞いているのか分からなかったとか、あるいは工夫した方がよかった点について、1番さんはいかがですか。

1番

被害者の母親が証人として出廷していたのですが、被告人には顔が分からないように衝立がされていました。涙ながらに語っていたので、私も子を持つ親として自分がそのような立場に立つことを想像するとつらかったです。ただ、これによって事件を生のもものとして感じられました。

司会者（和田所長）

2番さんはいかがですか。

2番

弁護人からの尋問で、ささいなことを何回も繰り返し聞いていましたが、なぜそんなに何回も聞くのかなという印象がありました。他に争うところがなかったからかもしれませんが、何度も聞く意味が分からなかったのでもしつこいと感じてしまいました。

司会者（和田所長）

3番さんはいかがですか。

3番

証人が証言台に立てば立つほど、事件の内容が分かりやすくなってよいと思います。やはり生の声を聞くのは、書面を読むのとは全然違うと思います。

司会者（和田所長）

4番さんはいかがですか。

4番

被告人が心神耗弱の事件で、心神耗弱状態について妥当か否かについて医師が証人としてお話しされたと思うのですが、話が専門的すぎて、話を鵜呑みにするしかないというか、話が真実であるかどうか判断のしようがありませんでした。そのままそういうものだと思って聞くしかありませんでした。

司会者（和田所長）

4番さんの事件は心神耗弱であることは争いがなかったのですが、医師を証人として呼んだのは、心神耗弱状態であることを分かりやすくするためだったと思われれます。ただ、それを聞いてもあまり分かりやすくはならなかったですか。

4番

分かりやすかったのですが、知識がないので、話す内容について疑いようがありませんでした。

司会者（和田所長）

5番さんはいかがですか。

5番

証人尋問で、医師の方とか救命士の方がお話しされていましたが、やはり専門家の話なので、たまに言葉の使いまわしが分からないところがありました。あとで分かるように説明をしていただいたので、その点は大丈夫でした。検察官、弁護人ともにしつこく質問していましたが、それぞれの立場からこの点について印象を変えたいんだろうなという目的は理解できました。

司会者（和田所長）

6番さんはいかがですか。

6番

精神科医の方が証人として出廷しており、検察側と弁護側の攻防がよく見えて、妥当な表現かは分かりませんが、面白いと感じました。ただ、証人の方が戸惑っているのが見えたので、これでよいのかなとは思った部分はありましたけれども。

司会者（和田所長）

検察官や弁護人が何のために聞いているのかは理解できましたか。

6番

それはできました。

【評議についての感想・意見等】

司会者（和田所長）

続いて評議の感想についてお伺いします。1番さんは満足のいく話し合いができましたでしょうか。

1番

十分にできたと思っています。やはり刑に対する考え方がそれぞれ違っていましたので、時間をかけて皆が納得できるまで話し合いました。参加する前のイメージ

は、裁判官の意見に我々がついていくだけで、誘導があると思っていましたが、実際はそのようなことは一切なく、一人一人の意見をきちんと聞いてくださり、その中で皆で話し合いました。

司会者（和田所長）

量刑の考え方についても説明があったと思うのですが、それについても納得できましたでしょうか。

1 番

できました。それぞれ意見がありましたが、裁判長も裁判官も、これはこうだよと決めつけることなく、私たちも主体的に参加することができ、自分たちの意見を言うことができました。

司会者（和田所長）

2 番さんはいかがですか。

2 番

和気あいあいとした雰囲気と言うと違うかもしれませんが、裁判官からの誘導があったわけでもないですし、量刑を決めるときにも、以前の判例はこうでしたよと見せてくれて、それを本件に照らし合わせるとどうなるかということも教えてもらったので、刑の決め方がよく分かりました。誰かの強い意見に引っ張られることはありませんでした。ですので、不満は全くありませんでしたし、いい経験でした。

司会者（和田所長）

3 番さんはいかがですか。

3 番

一人一人の意見をきちんと聞いてくださり、とても話しやすかったと思います。不満は全然ありませんでした。

司会者（和田所長）

4 番さんはいかがですか。

4 番

多数決をとる場合は、多数派に裁判官が必ず一人はいなければならないという説明があったのですが、これがあるから軽すぎたり重すぎたりにならないんだと思うと、ストッパーの役目になってすごく安心感がありました。

司会者（和田所長）

5 番さんはいかがですか。

5 番

最初に日程表を見たときに、評議の日程が多くて、こんなに評議をするんだと思ったのですが、いざ評議が始まると、一つずつ少しずつゆっくりと決めていくんだなということを感じて、自分の意見をうまく言えなかった時にも裁判長が意をくんでくれてこういうことかなときちんと理解をしてもらえて進んでいったので、十分議論ができて、よかったですと思います。

司会者（和田所長）

6 番さんはいかがですか。

6 番

皆さんがおっしゃったとおりです。評議の中で不明な点は裁判長から説明を受け
たし、分からないところは我々から質問をして答えてもらいましたので、不明な点
がなく評決できたのでよかったと思います。

【 これから裁判員又は補充裁判員となられる方へのアドバイス等 】

司会者（和田所長）

それでは最後になりますが、今通知を受け取って、裁判員あるいは補充裁判員と
して参加するのに迷っている方もいらっしゃると思います。その方々に対して、何
かアドバイスがあればいただきたいと思うのですが、何かございませんか。

1 番

心配するよりも選ばれたら立ち会われた方がよいと思います。その人の人生にと
っても、新聞やニュースの見方が変わるので、仕事の都合や子供が小さいなどの事
情がなければ、できるだけ参加された方がよいと思います。

2 番

仕事なり介護なりという事情はあるかもしれませんが、やって損はないと思いま
す。案ずるより産むが易しともいいますので、何事も経験と思って参加した方がよ
いと思います。

3 番

経験に勝るものはないので、実践、実行すると必ず自分の身になると思います。
仕事の都合など事情はあるかもしれませんが、自分の見えないところにこのような
ことがあるんだということが分かるし、世の中のことを知るためにも参加した方が
よいと思います。

4 番

すごく時間と労力をかけて、細かい所まで丁寧に話し合いをして結果を出したので、
参加することで司法に対する信頼が増すと思います。多少仕事が大変でも、参加さ
れた方が絶対プラスになると思います。

5 番

参加する以前は、メディアなどで裁判のニュースを見たときに、量刑について、
もう少し重くしたらいいのではないかと思うこともあったのですが、参加したこと
でこのようなプロセスを経て、丁寧に審議して決めていくんだなということが分か
りましたし、このような理由があつてこういう刑になったんだよということが理解
できるようになっただけでも意味があつたと思いますので、迷われているなら参加
してみてもよいと思います。

6 番

私もやってよかったと思います。今回のことで新しい知識を得ることができまし
たので、今後何かの役に立つのではないかと考えています。また、裁判所は敷居が
高い所で、普段来ることがなかったのですが、このような経験をとおして裁判所の
ことを少しでも知ることができました。ですので、通知が来たらとりあえず裁判所
に足を運んでみるとよいと思います。

【 記者からの質問 】

司会者（和田所長）

ありがとうございます。

報道機関から何か御質問がありますでしょうか。

北海道新聞社

裁判員裁判を傍聴席で拝見していて、裁判員の方から被告人等に質問する機会があっても、実際にはあまり質問が出てこないなという印象でおりました。そこで、裁判で本当は質問をしたいけど、できないような点があったかどうか、あったとしたら改善するためにはどうしたらよいかについてお聞かせ願います。

1 番

被告人の態度に対する腹立たしさが先に立って、どう聞いてよいか分からず、結局質問ができなかったということがありました。

6 番

やはり被告人に直接聞くというのはなかなかしづらいものがあります。これについて聞きたいという意見は出ていましたが、私達では質問するのに慣れていませんので、それを裁判長に伝えて、裁判長から質問をしてもらいました。

2 番

私は補充裁判員だったので、被告人に直接質問することはできなかったのですが、裁判官が質問してくれました。評議の中で裁判員から出た質問は、裁判長の意向もあって、発案者自ら直接質問していましたので、私が参加した事件では割と皆さん法廷で直接質問していました。

函館新聞社

裁判員裁判期間中に、ニュースや新聞報道がされたものを目にするなどして、判断する際に影響があったか否かについてお伺いします。

2 番

期間中に札幌で同様の裁判員裁判があり、そちらが大きく報道されていたために、自分の担当する事件に対する報道を見ることはありませんでした。

【 出席者からの感想 】

司会者（和田所長）

最後に、法曹の出席者から感想をお願いします。

橋本裁判官

今日は貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。皆さんが貴重な経験だった、今後の人生の役に立つという話をされていたかと思うのですが、我々裁判官の方でも、裁判員の方にいろいろと教えてもらっているという感じがしております。特に若手の裁判官には、物事をいろんな面で見るということを皆さんから学んでいて、裁判員裁判は裁判官を育てるいい機会であるとも思っています。皆さんの周りで裁判員裁判に参加するか否か迷っている方がいらっしやいましたら、ぜひ裁判官を育てる気持ちで参加をお願いしたいと思います。

川端弁護士

弁護人としては、裁判員の方にはいかにして伝えるかについて準備をして裁判に臨んでおります。今日お聞きした内容は今後の活動において貴重な情報となりました。貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。

長尾検察官

今日は貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。私は皆さんが参加された事件のいずれも担当してございまして、主張、立証について皆さんから分かりやすかったと言っていたほっとしているところです。引き続き必要な事項についての立証に絞って、十分な立証活動を心掛けていこうと思っております。皆さんの周りに裁判員になりそうな方がおられましたら、ぜひ出席に向けてお声掛けいただけると幸いです。よろしくお願いいたします。

司会者（和田所長）

今日は本当にありがとうございました。皆さんからいただいた御意見は今後の裁判員裁判に活かしていきたいと思っております。今後も裁判員裁判の応援をよろしくお願いいたします。